全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2022 年 9 月 9 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■　税務署から「収支内訳書」の提出依頼が届いていませんか？

税務署から「収支内訳書」の提出依頼文書が、白色申告者の方へ郵送されています。収支内訳書は提出しなくても罰則もなく、税務調査の理由にもなりません。お願いの文書であって、提出するかどうかは、納税者が決めることです。

893－1605

様

令和４年８月３０日

鹿屋税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています。

書　類　の　提　出　に　つ　い　て

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、あなたが提出された令和３年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告書につきまして、下記の☑印の書類が添付されていませんでした。

つきましては、下記の☑印の書類を同封の封筒にて９月１４日（水）までに当税務署までご提出ください。

なお、提出された書類等に基づき、確定申告書の内容を確認させていただいた結果、後日連絡をさせていただく場合がありますので、ご承知置きください。

記

○　以下の☑のある書類の添付がございませんので、ご提出いただくようお願いします。

☑ 収支内訳書　（　一般用　）	□
□ 青色申告決算書	□
□	□
□	□
□	□
□	□
□	□

※　既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡ください。

※　上記の☑の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※　税務署では、申告書（添付書類を含む）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。

この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

連絡先	担当者		電話	（直通）

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

裏面へ続く

■肝付町事業復活上乗せ支援金

・国の「事業復活支援金」の交付の決定を受けている人が対象

・中小法人で 20 万円、個人事業者で 10 万円

・申請期限：11 月 30 日まで

・申請窓口：役場の総務課（高山）、産業創出課（内之浦）、岸良出張所

詳細は事務局までご連絡ください。

■新型コロナウイルスの感染も、共済金の対象になります。

共済金の請求もれはありませんか？

・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金・安静加療見舞金の対象となります。

・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

【請求に必要な書類について】

・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。

・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合には、それらの書類の提出をお願いします。

詳細は事務局までお問い合わせください。

■９月の主な行事予定

13 日（火）三役会（web 形式で開催）、理事会（感染防止の為、中止）

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。